

2008年6月27日

組織改正について

標記の件、下記のとおり組織改正を行いますので、お知らせします。

■ バイオ・メディカル事業本部

1. 改正の内容

- (1) 「医薬事業総括部」を「メディカル事業総括部」、「メディカル・機能膜事業総括部」を「機能膜事業総括部」と改称します。
- (2) 「アクア膜事業総括部」を「アクア膜事業部」とし「機能膜事業総括部」に位置付け、「医療機器事業部」を「メディカル事業総括部」に移管します。あわせて、事業本部直轄の「機能膜開発センター」を部レベルの「機能膜開発研究所」と改正し、「機能膜事業総括部」に位置付けます。

2. 改正の主旨

- (1) 医薬事業と医療機器事業を同一事業総括部の下に組織し、薬事法の対応ならびに営業力の強化を図ります。
- (2) 機能膜事業の基本技術ベースを共有している医用膜事業とアクア膜事業を同一事業総括部の下に組織し、開発効率を向上させます。また、機能膜開発研究所を設置することにより、事業開発を担う開発技術の強化を図ります。

■ 改正年月日

2008年7月1日

以上

(参 考) [青字・網掛け…変更部分](#)

